

利用上の注意

1 工業統計調査について

(1) 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

(3) 調査の期日

平成21年12月31日現在で実施した。

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く。）である。

(5) 調査の方法

従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）については「工業調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者。本社一括調査企業に属する事業所にあつては、本社一括調査企業を代表するもの。）の自計申告により調査した。

(6) 調査の経路

調査は、市町村・統計調査員を通じて行い、また、一部調査においては経済産業省から直接調査を行った。その調査機関の系統は次のとおりである。

調査員調査 経済産業大臣－知事－市町村長－統計調査員－対象事業所（申告義務者）

本社一括調査 経済産業大臣－対象事業所（申告義務者）

(7) 平成19年調査から製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動もとらえる調査内容とした（製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、 「転売した商品の仕入額」を項目追加）。

2 集計項目の説明

(1) 事業所数は、平成21年12月31日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものである。

休業、操業準備中、操業開始後未出荷の事業所は含まれていない。

(2) 従業員数は、平成21年12月31日現在の常用労働者数と、個人事業主及び無給家族従業者数の合計である。

(3) 現金給与総額は、平成21年1年間に従業者に対して支給された給与（基本給・諸手当）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額の合計である。

その他の給与とは、常用労働者に対する退職金・解雇予告手当及び臨時、日雇の者に対する諸給与等である。

(4) 原材料使用額等は、平成21年1年間における原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計である。

なお、原材料使用額には、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含んでいる。また、電力使用額には自家発電は含んでおらず、購入した電力の使用額である。

委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の企業に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃である。

製造等に関連する外注費とは、委託生産費以外のもので、事業所収入に直接関連する外注費である。

転売した商品の仕入額とは、仕入れて又は受け入れてそのまま販売した転売品に対応する仕入額である。

(5) 製造品出荷額等は、平成21年1年間の製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、くず廃物等の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んでいる。

製造品出荷額は、工場出荷額によっており同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものを含んでいる。

加工賃収入額とは、他の企業の所有に属する原材料又は製品を加工して引き渡したものに対して受け取った加工賃及び受け取るべき加工賃である。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品額並びに原材料及び燃料の在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品を含んでいる。

(7) 有形固定資産の取得額は、平成21年1年間に取得した同資産の帳簿価格によっており、土地及び土地を除く有形固定資産に分かれている。

(8) 内国消費税額は、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の合計である。

(9) 工業用地及び工業用水

敷地面積は、平成21年12月31日現在において帳簿に計上してある価額に対応する敷地面積と貸借している工業用地面積の合計である。建築面積は、事業所敷地内にあるすべての建築物の面積をいう。

1日当たり工業用水量は、平成21年1年間にその事業所で使用した工業用水量（雑用水を含む。）を年間の操業日数で除した水量である。

(10) 算式は次のとおりである。

ア 生産額＝製造品出荷額計＋加工賃収入額計＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋
（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・従業員30人以上の事業所

イ 付加価値額＝製造品出荷額等計＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）－（内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等－減価償却額

・・・・・・・・・・・・・・・・・・従業員30人以上の事業所

ウ 粗付加価値額＝製造品出荷額等計－（内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

・・・・・・・・・・・・・・・・・・従業員4人以上の事業所

エ 有形固定資産投資総額＝有形固定資産の取得額＋建設仮勘定の増減
従業者30人以上の事業所
 なお、建設仮勘定の増減とは建設仮勘定の増（借方）から建設仮勘定の減（貸方）を差引いた結果をいう。

オ

$$\text{土地生産性} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{敷地面積}}$$

カ 1 事業所当たり製造品

$$= \frac{\text{製造品出荷額等（又は生産額）} - \text{（内国消費税額＋推計消費税額）}}{\text{出荷額等又は生産額} \qquad \qquad \qquad \text{事業所数}}$$

キ 1 従業員当たり製造品

$$= \frac{\text{製造品出荷額等（又は生産額）} - \text{（内国消費税額＋推計消費税額）}}{\text{出荷額等又は生産額} \qquad \qquad \qquad \text{従業員数}}$$

(11) 平成20年調査から日本標準産業分類改定（平成19年11月6日総務省告示第618号）に伴い工業統計調査用産業分類を改定している。

3 表章形式

- (1) 事業所の規模区分は、平成21年12月31日現在の従業者数によった。
- (2) 市町村の区域範囲は、調査期日現在の行政区画によった。
- (3) 広域市町村圏は、次の区分によった。

広域市町村圏域別市町村表

地 域 名	市 町 村 名
東 部 地 区 広域市町村圏	徳島市，鳴門市，小松島市，勝浦町，上勝町， 佐那河内村，石井町，神山町，松茂町，北島町 藍住町，板野町，上板町
南 部 地 区 広域市町村圏	阿南市，那賀町，牟岐町，美波町，海陽町
中 央 地 区 広域市町村圏	吉野川市，阿波市
美 馬 地 区 広域市町村圏	美馬市，つるぎ町
三 好 地 区 広域市町村圏	三好市，東みよし町

- (4) この統計表中「－」は当該数値のない場合を，「0」は掲載単位に満たないものを表し，「△」はマイナスの数値を示す。「X（χ）」は1又は2の事業所に関する数値であって，これをそのまま計上すると，個々の事業所の秘密が漏れるおそれがあるため伏字にした記号である。
 また，3以上の事業所に関する数値でも，秘匿した1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「X（χ）」で表した。
 なお，従業員数については，平成17年8月以降の公表については秘匿を解除した。

- (5) 表中の前年比，構成比については，小数点以下第2位を四捨五入した。したがって，合計と内訳の計とが一致しない場合がある。また，表中，グラフの構成比については，端数を四捨五入しているため，合計が100%にならない場合がある。
- (6) 産業中分類名は，次頁のように省略して用いてあり，中分類番号を で囲んでいる産業は重化学工業を，囲んでないものは軽工業を意味する。

産 業 分 類 中 分 類 略 称 表

中分類番号	略 称	工業統計調査用産業分類中分類
09	食 料	食料品製造業
10	飲 料 等	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊 維	繊維工業
12	木 材	木材・木製品製造業（家具を除く。）
13	家 具	家具・装備品製造業
14	紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印 刷	印刷・同関連業
16	化 学	化学工業
17	石 油	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック	プラスチック製品製造業
19	ゴ ム	ゴム製品製造業
20	皮 革	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	土 石	窯業・土石製品製造業
22	鉄 鋼	鉄鋼業
23	非 鉄	非鉄金属製造業
24	金 属	金属製品製造業
25	はん用機械	はん用機械器具製造業
26	生産用機械	生産用機械器具製造業
27	業務用機械	業務用機械器具製造業
28	電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電 気	電気機械器具製造業
30	情報通信	情報通信機械器具製造業
31	輸 送	輸送用機械器具製造業
32	そ の 他	その他の製造業

4 日本標準産業分類改定について

(1) 平成14年調査から日本標準産業分類改定（平成14年3月7日総務省告示第139号）に伴い工業統計調査用産業分類を改定している。主な変更点は次のとおりである。

- ・ 「もやし製造業」が『農業』に、「新聞業」及び「出版業」が『情報通信業』に製造業から移動し、工業統計調査の対象外となった。

(2) 平成19年月9月分類改定表

旧 分 類 （平成19年まで）		新 分 類 （平成20年以降）
09 食料品製造業		09 食料品製造業
10 飲料・たばこ・飼料製造業		10 飲料・たばこ・飼料製造業
11 繊維工業（衣服・その他の繊維製品を除く。）	統合	11 繊維工業
12 衣服・その他の繊維製品製造業		12 木材・木製品製造業（家具を除く。）
13 木材・木製品製造業（家具を除く。）		13 家具・装備品製造業
14 家具・装備品製造業		14 パルプ・紙・紙加工品製造業
15 パルプ・紙・紙加工品製造業	一部移設	15 印刷・同関連業
16 印刷・同関連業	一部移設	16 化学工業
17 化学工業		17 石油製品・石炭製品製造業
18 石油製品・石炭製品製造業		18 プラスチック製品製造業
19 プラスチック製品製造業		19 ゴム製品製造業
20 ゴム製品製造業		20 なめし革・同製品・毛皮製造業
21 なめし革・同製品・毛皮製造業		21 窯業・土石製品製造業
22 窯業・土石製品製造業		22 鉄鋼業
23 鉄鋼業		23 非鉄金属製造業
24 非鉄金属製造業		24 金属製品製造業
25 金属製品製造業		25 はん用機械器具製造業
26 一般機械器具製造業	分割	26 生産用機械器具製造業
27 電気機械器具製造業		27 業務用機械器具製造業
28 情報通信機械器具製造業	一部移設	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電子部品・デバイス製造業		29 電気機械器具製造業
30 輸送用機械器具製造業		30 情報通信機械器具製造業
31 精密機械器具製造業	一部移設	31 輸送用機械器具製造業
32 その他の製造業	一部移設	32 その他の製造業

平成20年調査から、日本標準産業分類改定（平成19年11月6日総務省告示第618号）に伴い工業統計調査用産業分類を改定している。主な変更点は次のとおりである。

- ・ 旧中分類「11 繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）」と「12 衣服・その他の繊維品製造業」を統合し、中分類「11 繊維工業」を新設した。

- ・旧中分類「２６一般機械器具製造業」「３１精密機械器具製造業」及び「３２その他の製造業」の小分類「３２８武器製造業」を統合・再編し、中分類「２５はん用機械器具製造業」「２６生産用機械器具製造業」「２７業務用機械器具製造業」を新設した。
 - ・旧中分類「１１繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）」、「１２衣服・その他の繊維製品製造業」，「２６一般機械器具製造業」，「３１精密機械器具製造業」を廃止した。
 - ・商品分類番号が変更された。
- 等である。

したがって、以前の調査年と比較する場合は注意を要する。

５ その他

- (1) この報告書の数値は、本県で独自に審査集計したものであり、後日経済産業省が発表する数値とは若干異なることがあります。
- (2) この報告書についての照会は次へお願いします。

徳島県県民環境部統計調査課経済統計担当

〒７７０－８５７０ 徳島市万代町１丁目１番地

TEL ０８８－６２１－２７３４